

衆議院 法務委員會 議 録 第 一 一 号

平成七年十月十九日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 太田 誠一君

理事 永井 英慈君

理事 山本 拓君

理事 枝野 幸男君

理事 梶山 静六君

理事 斎藤 文昭君

理事 橋 康太郎君

理事 浜野 剛君

理事 倉田 栄喜君

理事 左藤 恵君

理事 吹田 悦君

理事 山田 正彦君

理事 細川 律夫君

理事 小森 龍邦君

出席國務大臣

法務 大臣 宮澤 弘君

出席政府委員

法務政務次官 古屋 圭司君

法務大臣官房長 原田 明夫君

法務大臣官房司 永井 紀昭君

法制調査部長 則定 衛君

法務省刑事局長 杉原 弘泰君

公安調査庁長官 田中 順一君

委員外の出席者

行政改革委員会 田中 順一君

事務局参事官 長尾 和彦君

大蔵省主計局主 堀籠 幸男君

計官 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局人事局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局事務局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局事務局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局事務局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

総局事務局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 堀籠 幸男君

最高裁判所事務 石垣 君雄君
総局民事局長 河田 勝夫君
法務委員会調査 室長 勝夫君

委員の異動

十月十六日

辞任 茂木 敏充君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

同日 額賀福志郎君

法律案(内閣提出第一四号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。

その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に枝野幸男君を指名いたします。

○加藤委員長 この際、宮澤法務大臣及び古屋法務政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。宮澤法務大臣。

○宮澤國務大臣 このたび法務大臣を命ぜられました宮澤弘でございます。

内外にわたり極めて困難な問題が山積しております。この時期に法務行政を担当することになり、その職責の重大なことを痛感いたしております。

申すまでもなく、法務行政に課せられました使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあります。国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図りますためには、その基盤ともいべき

法秩序が揺るぎなく確立され、国民の権利がよく保たれていることが極めて重要であると思

私には、こうした認識のもとに、法務行政の各分野にわたり、時代の要請を踏まえ、適切な方策を講ずるよう全力を尽くして努力する考えであります。

皆様方におかれましては、日ごろから法務行政につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますが、引き続き御指導、御支援をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。(拍手)

○古屋政府委員 このたび法務政務次官に就任をいたしました古屋圭司でございます。

宮澤法務大臣のもとに補佐役といたしまして、時代に即応した法務行政推進のため、誠心誠意努力してまいりたいと思っております。どうかよろしく御願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○加藤委員長 この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所堀籠人事局長、仁田経理局長、石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○加藤委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

十月十三日

理事枝野幸男君同月十一日委員辞任につき、その補欠として枝野幸男君が理事に当選した。

同日

同日

同日

同日

同日

一括して議題といたします。
まず、趣旨の説明を聴取いたします。宮澤法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○宮澤国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬または俸給を増額することとしたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額すること

といたしております。
これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成七年四月一日にさかのぼってこれを行うことといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○加藤委員長 これより両案に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤斗志二君。

○齊藤(斗)委員 自由民主党の齊藤斗志二でございます。
今回の裁判官報酬法、検察官俸給法の改正につきましては、ただいま大臣より趣旨説明を受けました。

まず初めに、本改正法案の前提ともいべき一般職の職員の給与改定について、政府においては今回の人事院勧告どおりの改定を行うものとしたということでありまして、一般職の職員の給与に關してなされた人事院勧告の概要をまず説明していただきますと思います。

続きまして、一括して御質問申し上げますが、裁判官、検察官については、その職責に見合った相当額の報酬、俸給が確保され、安心して職務に専念することができる地位を保障されているということが大切であると考えています。そこで、裁判官及び検察官につきましては、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善するという説明がありました。その点についての趣旨を説明していただきますと思います。

○永井政府委員 本年八月一日に出されました人事院勧告は、本年四月現在の官民較差が平均〇・九〇%、金額にして三千九十七円であるというこ

とを認定いたしました。これを埋めるために四月一日にさかのぼりまして俸給及び扶養手当等の諸手当の引き上げ等を行うという勧告でございました。

具体的には、行政職俸給表(一)につきましては平均〇・九%引き上げ、その他の俸給表につきましても、行政職との均衡を基本として改定するというものでございます。

それから、諸手当の改定で主なものは、扶養手当で、満十六歳の年度の初めから満二十二歳の年度の末までの間の子に係る加算額を一人につき現行で二千元であったものを二千五百円に引き上げるといふ扶養手当の改定がございまして、それから、通勤手当におきましても、異動等に

伴い、通勤に新幹線等を利用することが必要となった職員等に対し、特急料金等の二分の一の額を二万円を限度として支給する、こういった内容が主なものでございます。

そこで、今回、人事院勧告に伴いまして、政府といたしましては、これを完全に実施するということが決定されまして、これに準じて、裁判官、検察官の給与につきましても改善するということも今回の法案でございまして、裁判官及び検察官のうち、特別職の職員の俸給に準じて定められております最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長につきましても、報酬、俸給月額を〇・八%ないし〇・九%増額いたします。また、判事四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事、八号までの俸給を受ける検事、特号及び一号の俸給を受ける副検事につきましても、一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けます職員の俸給の増額に準じて、報酬、俸給月額をやはり〇・八ないし〇・九%増額することといたしております。

また、これらの以外の裁判官、検察官につきましては、一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、報酬、俸給月額を〇・九%から一・三%増額することといたしております。

具体的には、お手元に配付しております法律案関係資料の末尾の参考資料二ページ、三ページの「裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表」をごらんいただきたいと存じます。

○齊藤(斗)委員 今その内容についてお答えいただいたわけでありまして、最高裁判所長官、これが増額分でございますと最高二万円、そして司法修習生におきましては二千三百円という、伸びの額におきましてもかなりの差があるわけでありまして、現在の社会環境を見ますと、長期的な不況の中で民間企業におきましては、リストラを行うなど経営の合理化に努めながらもなお厳しい状況にあるということは押しなべて認識されるところでございまして、

そのような状況下で、今回の本改正法案による給与の改善につきましては、裁判官及び検察官の家庭で実際に家計を賄っている方々はどのように受けとめているのか。私も政治家といたしましては、生活感、庶民感覚の中での政治でなきやならぬというふうにも思っているわけでございまして、そこで、事前通告もさせていただいたわけでございまして、家族の声を聞き取っていただきまして、その生活感覚で今回の改正についてお考えをお聞きしたいというふうにも思っております。

○永井政府委員 いささか私的な言いですが、個人的な感想になるのでございますが、私も裁判官、検察官、生活そのものは極めてつましい生活を送っております。家内に毎年こういう話をするわけでございますが、家内は、やはり民間の厳しい状況の中で少しでも上げていただくことについては非常に感謝している、こういう声を上げております。

○堀籠最高裁判所長官代理者 私どもの家族も、現在の経済状況がかなり厳しいものであつて、したがって民間企業において厳しい状況にあることは十分認識しております。ところでございまして、今回の報酬の改善につきましては家族に話しましたところ、ベースアップがあることはありがたいことであるというふうにも言っておるところでございませ

す。

○斎藤(斗)委員 よく現下の厳しい社会環境を考
えまして、民間の調査の引き上げの根拠にもなっ
ておるわけでありませうけれども、そのような背景
の中で引き上げになるんだということで、ぜひ
ともこの重みを感じていただきたいと思ひます。

一方、裁判官、検察官の職務というものは非常
に重要さを増してきているわけでありまして、最
近特に社会のあらゆる面での国際化が進展する
る、一方、社会そのものが成熟化の中で国民の
価値観も非常に多様化してきた、また判断も難し
くなってきたという状況にあるかと思ひます。こ
れに伴って、裁判所には複雑困難な事件が多数係
属するようになっていくと承知しております。

裁判官につきましてはより幅広い視野に立つて
判断が求められるようになってきていると思ひま
すが、ともすると裁判官は世情に疎いという声を
耳にするわけがございます。裁判所はこのよう
な点についてどのような配慮をし、またどのよう
な教育課程等をとりながら実情に合った対応をし
てきているのか、その点について御質問したいと
思ひます。

○堀籠最高裁判所長官代理者 司法に託されまし
た重責を全うするためには、何よりもまず裁判官
にすぐれた人材を得ることが重要であるとい
うふうに認識しているところでございます。特
に裁判所は、官庁や民間企業のように組織で仕事
をするというところは異なりまして、裁判官
個人が独立して職務を行うシステムになってい
るものでありますので、その意味で他の組織より
も人材確保、養成の必要性は高いというふうに考
えております。

このような観点に立ちまして、判事補につきま
しては、その実務能力の向上のため、任官後節目
節目の時期に司法研修所において合同の実務研究
の機会を設けておりまして、その中で一般教養に
関するセミナー等も実施しているところでござい
ます。また、判事につきましても適宜研究会を開
催いたしました。法律問題のほかにも、医療であ

りますとか高齢化社会といった社会一般の問題を
勉強する機会を持つていくところでございます。

さらに、現在の複雑化する社会の要請にこたえ
て適正な裁判を行っていくためには、委員御指摘
のように広い視野と高い見識を身につけることが
必要であると考えておりまして、裁判所外での世
界で生きた社会現象に接しまして、裁判所を外か
ら見る機会を与えるため、比較的若い裁判官を中
心に報道機関、これは三、四週間、六人行ってお
りまして、あるいは民間企業において研修を行い、
あるいはまた行政官庁に出向しているという状況
もございまして。

また、近時におきましては、国際社会を含む事
件や外国法の適用が問題となる事件も増加して
りまして、裁判官が日本を出て異なる文化に接し、
外国法や裁判制度を研究するほか、多角的に日本
社会の裁判のあり方を見詰め直す機会を持つこと
は極めて重要であると考えております。

そこで、人事院の長期在外研究制度による派遣
でありますとか判事補在外特別研究、これは外国
の裁判所に行つて外国の制度を研究するものでご
ざいます。あるいは判事補海外留学等を実施して
おります。毎年十数名の判事補を外国に留学さ
せているところでございます。また中堅の裁判官
につきましても、従来から外国司法事情研究とし
て毎年判事を海外に派遣してきておりますが、さ
らに平成三年からは短期在外研究制度というもの
を発足させまして、判事、これは毎年約十名程度
でございまして、海外に派遣しているというよう
なこともやっております。

以上申し上げましたとおり、裁判所といたしま
しては、裁判官としての視野を一層広げ、かつ見
識を高めるためさまざまな機会を設けておりまし
て、所期の成果を上げていくところでございま
す。委員御指摘のような印象を持たれないため
も、今後とも研修の充実を図っていきたくと思
ひます。

○斎藤(斗)委員 ぜひ、世間知らずだとかそうい
つたことのないように努力をしていただきたいとい

うふうに思ひます。

次に、せつかくの機会でございますので、現在
非常に話題になっております、また世上を騒がし
めているオウム真理教の関係について質問させてい
ただきたいと思ひます。

平成七年六月三十日に東京地方検察庁検事正及
び東京都知事から東京地裁に申し立てられました
宗教法人オウム真理教に対する解散命令申請事件
について、マスコミ等の報道によれば、これまで
に同裁判所は、十月二日に山梨県上九一色村の第
七サティアンと呼ばれる建物とその内部設備につ
いての検証を実施する、同時に十月六日に審問を
実施したということでございますが、国民はこの
事件について非常に高い関心を持っておりまし
て、一日でも早く解散命令が出されることを期待し
ていると思ひます。

私も、裁判所におきましては迅速で適正な判断
がなされるよう願う一人でありまして、まずお尋
ねしたいのは、この解散命令というのは、巷間伝え
られるところでは、あと一、二カ月のうちになる
のではないかと感じておりますが、少なくとも年
を越すというようになりまして、司法への
信頼が揺らぐ、司法への信頼が薄らぐというふう
に思っておりますが、この点についていかがで
ございませうか。

○石垣最高裁判所長官代理者 事件の経過につ
きましては、ただいま委員から御指摘のあったお
りとお承知しております。

今後のことでございますが、具体的な事件の審
理に関するところでございますので、最高裁として
はお答えを控えさせていただきますと存じます
が、裁判体におきまして、迅速にかつ適正な判断
をするように鋭意努力をしておりますと思つてお
ります。

○斎藤(斗)委員 決して遅くならないように迅速
かつ適正な努力を重ねていただきたいというふう
に思ひます。

それに関連して、二つ目といたしまして、宗教
法人法に基づく解散命令が出された場合、その後

の手続というのはどうなるのか御説明
いただきたいと思ひます。

○石垣最高裁判所長官代理者 一般論として申
上げさせていただきますと思ひますが、解散命令
に對しましては、御承知のとおり、宗教法人法八
十一条五項前段によりまして、高裁に即時抗告を
することができることになっております。高裁が
地裁の判断を相当と認めて即時抗告を却下いたし
ますと、解散命令は確定するということになりま
す。解散命令が確定いたしますと、裁判所は、宗教
法人法八十一条六項によりまして、宗教法人の解
散の登記を嘱託するほか、同法の四十九条二項に
よりまして、申立人の請求によりまたは職権で清
算人を選任するということになります。

この清算人は裁判所の監督のもとに現務の結
了、これは現在進行中の仕事ということですが、
その事務を完了すること、それから債権の取り立
て及び債務の弁済あるいは残余財産の引き渡し等
の清算の手続を行うこととなります。そして、清
算が終了すれば、清算人は清算終了の登記を行
つて、かつその旨を所轄庁でございまして東京都等
の知事に届け出をするということになると思ひま
す。

以上でございます。

○斎藤(斗)委員 オウム真理教に関しまして、い
ろいろ事実関係ということもきちんと把握してい
なければならぬのだというふうに思ひます。

そこで、多くの方が被害をされ犠牲者になられ
たという事実があるわけでございます。坂本弁護士
一家殺人事件では三名、落田さんのリンチ事件
では落田さん一名、それから松本サリン事件では
七名、飯谷さんの事件では飯谷さんお一人、そし
て地下鉄サリン事件では十一名、合わせると二十
三名の方が起訴された分の中の被害者ということ
になっていくわけでありまして、このオウム真理
教に関連して、死亡者または犠牲者が他に多くい
るのではないかとこのように国民は思つてい
るところでございます。このほか亡くなられた方
があるのか、この点について質問をいた

したいと思ひます。

○則定政府委員 法務当局といたしまして確定的にお答えいたします。委員から御指摘のありました起訴済みの事件の中で何名が死亡したかということでございます。

ただ、お尋ねでございます。今後どういふ展開になるであろうか、またその中で命を失った人があるのではないかという点でございますけれども、現在檢察当局におきましては、警察当局と緊密な連携をとりまして、なお解明すべき事案につきまして鋭意捜査を進めております。その中に、やはり何名か命を奪われたという案件も含まれておられるように私も理解しております。ただ、それが最終的に何名になるか、これは今後の捜査の進展を待たなければ確定できない状況でございます。

○斎藤(斗)委員 今刑事局長からお答えいただきましたように、起訴された段階での犠牲者が二十三名、大変痛ましいことだと思います。亡くなられた方にお悔やみを申し上げる次第でございますが、さらにその数がふえるということだと思います。今の答弁では、大変残念なことだと思います。一日も早く事態の真相を解明していただかなければならないというふうに思ひます。

それに関連して、オウム真理教信者の連絡先不明者というのが巷間伝えられているわけでございます。マスコミに対してオウム側が連絡してきたという数字、これは公表分と考へてもいいわけかと思ひますが、その連絡先不明者が二十七名に上つていふことを承つておりますが、実際はさらに多いのではないかと。犯罪に関係するかどうか、そこら辺は不明ではないかと思ひますが、オウム真理教信者の連絡先不明者ということについては、公表分に加えてさらにかかりの人があつたのではないかと思ひますが、その点いかがでございますか。

○杉原政府委員 公安調査庁といたしまして、ただいまオウム真理教に関する団体規制のための調査を実施中でございますが、その一環として、あ

る程度、委員御指摘の点についても調査し、把握していただくわけでございますが、具体的な調査の内容に及びますので、まことに申しわけございませんが、ただいまの時点での答えは差し控へさせていただきます。このように思ひます。

○斎藤(斗)委員 今捜査段階ですから、非常に微妙な点もあるということ、その実数についてはお答えしにくいのかと思ひますが、私が、巷間伝えられるところ、またいろいろなところからお話をお伺いするところによれば、その連絡先不明者というのは、現在公表された二十七名のその程度におおりのじやないかなというふうに思つておりました。こうした人たちが万が一事件に巻き込まれて不幸な事態に陥るといふことは大変残念なことでございますので、一日も早くこの事件の解明とその予防対策を講じていただきたいというふうに思ひます。

次に、破防法の問題について御質問を申し上げます。

団体規制ということでございますが、私の手元の資料によりますと、団体規制につきましては四つの要件が必要であるということが言われております。一つには、規制の客体となり得る団体、二つ目、団体の活動として、三つ目、暴力主義的破壊活動、四つ目が、継続または反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあること、将来の危険性ということの四つについて条件が付されているわけでありますが、国民の間で、これはそれぞれ独立してあるのか、それともこの四条件すべてを網羅して、必要かつ十分でなければ対応できないのか、法に抵触しないのかどうか、この辺がわかりにくいというところがございますので、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○杉原政府委員 破防法における団体規制の要件といたしましては、委員御指摘の四つの要件が定められておられるわけですが、この団体規制を行うためにはこの四つの要件がすべて満足されなければ規制が行えない、このように法律上定めら

れております。

○斎藤(斗)委員 そうしますと、この四つの条件、これは大変な証拠またさういふ詰めをしていかなければならないのだというふうに思つておりますが、これは、まかり間違つて憲法に保障されておる集会、結社の自由等々、そのような問題にも抵触してくるということで、慎重な上にも慎重か十分な法的な対応の中で行われなければならないのだというふうに思つております。

そこで、特に過去の歴史を見ますと、集会、結社の自由の関連から、一度破防法が適用されると労働組合等にも適用されるおそれがあるのではないかと、こういった健全な組合活動まで著しい阻害といひますか、影響が出るのではないかとこの点について思つておられるわけございまして、この点についてお答えいただきたいというふうに思ひます。

○杉原政府委員 破防法の三条件は、思想、信託、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結あるいは団体行動をする権利その他憲法の保障する自由と権利を不当に制限することがあつてはならないと規定してございまして、厳しく規制の基準を定めていられるところでございまして。

破防法による団体規制は、ある団体が、団体の活動として、政治目的を持って殺人、放火などの行為をしたことなどの要件が必要であるというところは先ほど委員御指摘のとおりでございますが、本件は、宗教団体が大規模な武器製造による武装化を図り、その武器を使用して多数の人の生命を奪うという極めて凶悪な事案でございまして。

また、このオウム真理教について、例えば、破防法を適用された場合に、これが将来労働組合等についても拡張適用されるのではないかと、あるいは用心配が一部なされておられることなども、そもそもの殺人、放火等の行為をすることなども、そのような労働組合等に破防法が適用されることを想定すること自体でございまして、これは明らかではないかというふうに考へておられますので、一部にそのような懸念がございまして、私も私どもとしてはそのように考へておられます。

○斎藤(斗)委員 その破防法に関連してですが、マスコミ情報等によりまして、教祖の麻原、これを祭政一致の国家の中心に据えて真理王国建設と云々をたくらんている、こういう報道になつていふわけでございまして。信者が多数おられる中からかなり減少してきたというふうには聞いておりますが、この信者の評価、すなわち、一部の人がだけ麻原を中心にそのような行為に走つていふと、信者一人一人までがそのような、これ、何かジャンバラ化計画というのださうでありますけれども、この中に入つて、かつ暴力的に行つ、そのような認識を持つていられるのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○杉原政府委員 先ほど、破防法適用の要件の中で、暴力主義的な破壊活動が団体の活動として行われなければならないという一つの要件があること、これは委員御指摘になつたとおりでございますが、今お尋ねの点は、まさにその点であろうかと思つておられます。

ただいまのような問題点につきましては、そういった点についても視野に置いた調査を進めていくところでございまして、その具体的な内容につきましては、これもまことに申しわけございませぬが、調査の具体的な内容にかかわることでありまして、この際内容につきましてはお答えを差し控へさせていただきます。このように思つておられます。

○斎藤(斗)委員 捜査の段階ですから答えにくい点があるかと思ひますが、長官、組織というものは通常三角形の組織になるわけですね。そして、上の方の指示によって全体が動くという解釈をするわけでありまして、今回の場合、この全体の三角形が、全体をこまごまと動いたのか、それともごく上の、頂点を含む上位での三角形が動いたのか、その三角形のうちの一部がさらに下へ広がつたのか、その点についてお伺いしたかったわけでございまして、質疑持時間終了したということでございます。

国民が大変、このオウム真理教につきましても一日も早い解決と、そしてしっかりとした検査また公安当局の追及によって事態が解明されることを望んでおりますので、関係者は鋭意その努力を重ねていただけることをお願いを申し上げます。持ち時間が終わりました、終了させていただきます。

○加藤委員長 細川律夫君。

○細川(律)委員 私の方からは、本日の法案につきましては裁判官あるいは検察官の報酬あるいは給与等の改正案でありますけれども、その裁判官あるいは検察官の数の問題などについて御質問もさせていただきます。思います。

その前提となります。検察官あるいは裁判官の数につきましては、法曹人口が少ないということから、司法試験の改革の問題が大詰めの段階にきているところでもございます。今月の末、十月三十一日には平成七年度の司法試験の合格者が発表されることになっております。この合格者の結果によりましては、来年度から司法試験の制度が大きく変わる可能性があるわけでございます。

この点につきまして、若干私の御意見も申し上げます。この点に質問をしたいと思っておりますけれども、どういふふうに変わるかといふと、司法試験の合格がなかなか難しい、受験回数が多くなければなかなか合格をしないということから、若年受験者を優遇しようという合格枠制というのを採用をされるというふうな可能性はあるわけなんです。

この制度はどういう制度かといふと、司法試験の合格者の七分の五、全体の七分の五については従来どおり上位から成績順にこれを合格者としたしまして、残り七分の二、全体の七分の二は受験回数が三回以内の対象者からこれを採用、合格者とする、こういう制度でございます。

これは、私自身は試験の公平原則を曲げるといふようなことで賛成しかねる制度でありますし、また、この七分の二という枠内で採用された者については、裁判官あるいは検察官への任用については、任官者としてのエリート扱いをされていくの

ではないかというふうな懸念があるわけでございます。

そこで、では一体ことしの十月末の司法試験の結果がどういふ結果であったならばそういう枠に移るのかということでありまして、これについては既に法曹三者の合意がありまして、ことしの合格者のうち三回以下の合格者が全体の三〇%以上なのか、あるいは受験回数五回以下の合格者が六〇%以上いるのかということが基準となりまして、これに達しない場合には先ほど言ったような合格枠制というのに移行していく、これは丙案と言っているようにすけれども、それに移行するということが決まっているという合意がされているところであるようにございます。そこで、ことしの試験結果が一体どうなるのかということになりますけれども、これはなかなか基準には達しないのではないかといいようなことも予想されておられます。

そこで、そういう基準に達しないときに、じゃどうするか。先ほど申し上げましたような、いわゆる若年受験者を優遇するようないかという制度に機械的に移行するのかがどうか。私は、この際、もう一度法曹三者でぎりぎりの線まで話し合いをしながら、抜本的改革への合意を形成するように法曹三者の関係者の皆さんに強く要望をすることでございます。

そこで、これから検察官、裁判官の数の問題についてお聞きをいたしたいと思っておりますけれども、検察官の定数の問題などについてお聞きをいたします。

これまで検察官の定数は千七百七十三人でありまして、二十三年間この定数はふえておりません。これは検察官の任官者が少なくて欠員があつたためにともその定員をふやすところまではいかなくなつたわけでありまして、来年、平成八年度につきましては、検察官は四十名の増員ということ予算要求をされているところでございます。そこで、まずお聞きをいたしますけれども、こ

の四十名の増員を要求するような状況になつたその経過などについて御説明をいただきたいと思つております。

○則定政府委員 委員御指摘のとおり、来年度予算案におきまして、法務省といたしましては検察官のうち検事四十名の増員要求をやらせていただいておりますが、その理由につきましては以下のとおりでございます。

このところ、いわゆる大型の経済事犯でありまして、かあるいは大型のいわゆる特捜事犯が相次いでおるわけでございます。また、それらの事件が単に大型化するだけでなく、その事案の解明が大変困難になってきておまして、手数がかかるということがございます。さらに、最近の犯罪現象を見ても、銃器等を利用いたしました大変凶悪な事件も頻発するということに憂慮すべき事案が続いておることもございまして、これらに加えて、このところ、一連のいわゆるオウム事件、これは主として東京地検が中心でございますけれども、その他の関連事件が全国的に発生したことでございます。また、これらの今後の公判維持ということにつきまして、人数を割かなければならないということになってきております。

こういうような状況、加えて、また外国人犯罪につきましても、通訳を通して事案の解明を行うという点から、また時間的にもなかなかかかるというふうなことがございます。こんな状況で、検察の一線業務も大変多忙をきわめておるわけでございます。

一方、社会経済状況あるいは財政状況から見まして、単に忙しいから人をふやすというだけではこれは大方の支持は得られないということもございまして、私どももいたしましては、いわゆる検察のリストラを固いつつございまして、具体的に、全国に配置しております検事の配置を見直したということをこの春行っております。さらにまた、組織の点検をいたしまして、この検察業務に

対応した新たな組織改編ということも来年春季をめどに実施しようということも努めております。

しかしながら、それだけではやはりやりくりがつかない現状にきておるわけでございます。今後とも検察業務が国民の期待に沿いますよう対応するためにも、また、今申しましたような検査を取り巻く犯罪情勢に的確に対応していくためにも、やはり人の増員をぜひお願いしたいということもございまして、来年度、とりあえずと言つたら語弊があるかもしれませんが、検事四十名とそれに見合います事務官九十三名というふうな増員をしておりますが、今後とも、職務体制の整備を含めまして、検察の組織体制の充実強化に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○細川(律)委員 それでは、来年は四十人ということでございますけれども、今のこのいろいろな状況に對して、検察官の定員といふか数は一体どれぐらいが必要なのか、それについてどういふふうにお考えになっておるかをまずお聞きをしたいと思います。

続いてちょっと、もう時間がありませんから。裁判官の方についても来年十五名を要求をされているようにございます。裁判官についても、非常に数が少ないというふうなことで、これまた数をふやさなければいけないということが言われております。

そこで、今の十五名をふやすという要求と、今の裁判の状況の中で一体どの程度の裁判官が必要なのか。十五人ふやすということでも果たして足りるのか、もっともつとふやさなければいけないのではないかと、その数は一体どれぐらいが必要なのかということをお聞きをいたしたいと思つております。

○原田政府委員 検察官、特に検事の、将来を見渡した必要な人員についてどういふふうにご考慮をおるかというお尋ねでございます。法務省の増員要求全般にかかわることでございますので、官房の立場からお答え申し上げます。とさせていただきます。

ただいま委員御指摘のように、将来の状況を考慮してまいりますと、検察としても、先ほど刑事局

長御答弁申し上げましたように、さまざまな要因から、組織の充実をこれからも図ってまいりたい、そして、検察庁全体の人員の適正な配置を見ながらその数を割り出して、そのための努力をしたいという状況にあることは官房としても承知いたしておるわけでございます。

ただ、職員増員ということになりますと、法務省全体では、ただいま政府全体の中で厳しい予算または定員上の管理の中に置かれております。そういうわけで、法務省が抱えております全組織の人員との絡み、また、その中で厳しい定員削減計画にこたえていかなければならないということ、それぞれ組織間における増員のあり方という点につきましても、いろいろな要因を加えてこれからも検討していかねばならない状況でございます。

その中で、まず、検事は何人必要かということにつきましても、それ独自としてその目標を立てていくということが法務省全体としてはなかなか困難な面もございます。ただ、先ほど刑事局長申し上げましたように、検察全体として考えていきましてもまだまだ検事の増員要素はあるというふうな点もございまして、今後ともそのような要素を、他部署の増員要求との絡みもございまして、そのあたりにつきましても十分認識しながら検討を加えてまいります。

そして、一方では、検事の大幅な給源はやはり司法修習生でございます。その中における司法修習生の希望状況、検察官に任官してやろう、またそれだけの優秀な人材が確保できるかという点も重大な要素となっております。そのあたりについてもいろいろと、今後とも関係当局とも十分御相談申し上げながら適切な措置を講じてまいりたい。それまでは与えられた条件の中でさまざまな工夫をしながら万全の措置をとっていただくのが私どもの務めであるというふうな考えでございます。今後とも御理解を賜りながら、またいろいろな御意見をちょうだいしてまいりたいと存じます。

ので、よろしくお願い申し上げます。
○堀籠最高裁判所長官代理者 我が国の裁判官の数がどの程度であるべきかという問題につきましても、迅速な裁判の実現には訴訟関係人の協力が必要でありますし、また訴訟手続、審理運営方法等の見直しを初めとするさまざまな方策を講じていくことも不可欠なわけでございまして、具体的な数字をもって示すことは困難でございますが、基本的には、裁判所に提起されてくる事件数の動向や事件の処理状況を踏まえて検討されるべき問題であるというふうな考えでございます。

裁判所といたしましては、これまでも適正迅速な裁判を実現するために訴訟手続の運営改善あるいは裁判官の執務環境の整備に努めるとともに、毎年給源状況を見ながら裁判官の増員を図ってきたところでございます。
現に平成七年度までの二十年間を見ましても裁判官合計百六十八人を増員しております。来年度にも、民事事件を中心とする事件の増加を考慮して、判事補十五人の増員要求をしております。訴訟事件の平均審理時間は全体として徐々に短縮されているところでございます。

裁判が可能な限り適正迅速に行われ、国民の権利意識や社会正義の実現が図られることに対する国民の期待が大きいこと、あるいは社会の成熟化、価値観の多様化、経済の国際化等が進んでいる状況を考えますと、紛争解決の場として裁判所を利用したいという機運が今後ますます増大し、裁判所に提起される事件数がより一層増加していくものと見込まれるところでございまして、裁判所といたしましては、今後とも事件数の動向等を踏まえて、裁判官の増員を図っていく必要があるというふうな考えをしております。

- 細川(律)委員 終わります。
- 加藤委員長 枝野幸男君。
- 枝野委員 新党さきがけの枝野でございます。私も、細川先生に引き続きまして、本法案に関連して、特に裁判官の定員というような問題、法

曹人口全体に關しての問題についてお尋ねをさせていただきます。御承知のとおり、日本の司法のあり方について、特に裁判が遅い、あるいは弁護士の数が多い、あるいは少ないという点で、法曹人口をふやすべきではないかという議論が最近活発になっております。政府に置かれた行政改革委員会の中の規制緩和小委員会の中でも、法曹人口、特に弁護士数を増加させるべきではないかということが、たしか四十八ぐらいの規制緩和項目の中の一つとして取り上げられているという状況でございます。

そこで、具体的な御質問に入ります前に、客観的な事実関係を二点ほど確認をさせていただきたいと思っております。
まず、戦後の裁判官の数の伸びというものがどのようになっているのか。例えば戦後体制が確立した一九五五年あたりを基準として現在ではどれぐらいの数になっているのか、何％ぐらいふえているのかをまずお答えください。

○堀籠最高裁判所長官代理者 昭和三十年における裁判官の人員数でございますが、裁判官全体で二千三百二十七名でございます。平成七年度は二千八百六十四名となっております。昭和七年度は二千八百六十四名としまして平成七年は二〇〇〇といたしたことになります。なお、簡易裁判所判事を除きました判事、判事補だけで申し上げますと、昭和三十年が千五百九十七名、平成七年が二千五十八名でございます。昭和三十年を一〇〇といたしますと平成七年は二一九〇という指数になっているところでございます。

- 枝野委員 それでは、同じ期間の弁護士の数の増加はどうなっておりますでしょうか。
- 永井政府委員 昭和三十年の弁護士数を一〇〇とした場合でございますが、昭和三十年が約六千人弱でございますから、これを一〇〇とした場合、昭和四十年は約七千人でございますから一二〇、昭和五十年は約八千人でございますから一七二、昭和六十年は約九千人でございますから一九二

三、平成七年、昭和七十年になります。昭和七十年は二万五千人でございます。すなわち二五六、こういう指数になっております。
○枝野委員 弁護士の仕事というのにも刑事と民事がございます。裁判官も刑事と民事がございます。ですから単純な比較というものは必ずしも素直にはできないと思っております。また、特に弁護士の民事の仕事では、裁判所に行くべき仕事なのか、裁判所に行かないで処理をする仕事なのか、若干、比率として裁判所に行かない仕事の方がふえているという傾向は間違いなくございまして、単純にこの数字だけで比較をすることはできません。

戦後体制の中で、現在の憲法あるいは訴訟法の裁判所制度の中で、戦後、裁判官の数が比べては今の数字で客観的に明らかであると思っております。
そうした中で、日本の司法が若干使いにくいとか、あるいは裁判が遅いとかという問題をとりえて、特に経済界などを中心に弁護士の数をふやすべきではないかという議論が出てきて、弁護士の数だけふやすことによつて果たしてそれが解決されるのかどうか、むしろ裁判官やあるいは検察官など法曹三者の中の数のバランスとかいうものの中で、例えば弁護士をふやすべきなのか、むしろ裁判官をふやすことが大事なのではないかというふうな議論が初めて出てくるのではないかとこのように思っております。

まず、この法曹人口の問題について、法曹三者の間で協議をされている法曹養成制度等改革協議会の中でこの法曹人口について法曹三者の割合などを含めて現在どういった議論がなされているのかを御答弁ください。

- 永井政府委員 平成三年六月から約四年近くにわたって法曹養成制度等改革協議会で議論を続けてまいりました。結論的に言いますと、裁判官、検察官の増員も必要であり、法曹人口全体として大幅な増員を図ることが大多数の意見というふうなことでございます。

○枝野委員 行政改革委員会の事務局、おいでいたしておりますね。

まず、そもそも前提問題としてお尋ねをしたいと思います。行政改革委員会の中の規制緩和と小委員会、法曹人口の問題について規制緩和の項目として取り上げられているというふう聞いております。行政改革委員会の設置法の「所掌事務」では、「許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進に関する事項」というふうな条文になっておりまして、確かに弁護士人口ということだけとらえたらこれに当たるのか当たらないのか微妙な問題となると思いますが、法曹人口といった場合には明らかに裁判官の数、検察官の数、これは民間活動の規制とは全く関係のない話であります。特に裁判官の数というのは司法の問題であります。

そういう問題と密接不可分に絡んでいる法曹人口の問題というのが、果たして法律上、行政改革委員会設置法の所掌事務に入るのかということについてお答えを下さい。

○田中説明員 ただいまお尋ねの点につきまして、私どもの行政改革委員会小委員会におきまして、去る七月に、関係方面から寄せられた規制緩和要綱等を踏まえて議論した結果、各項目ごと、規制維持の意見と規制緩和の意見を対比する格好で論点を公開し、問題を提起し、広く国民の間で議論が行われることを期待して、四十項目お出しした中の一つとして取り上げたものでございます。

これまでの小委員会におきます御議論によりまして、規制緩和が進みますと、自己責任の原則のもと自由な行動が認められる、民間同士の対立を解決するために司法の果たすべき役割が増大する、しかしながら、法曹人口が少くないため訴訟遅延や訴訟費用の高額化が進むなど、司法が適切に機能していないのではないかとという問題意識を持ちつつ、司法試験法、弁護士法等で定められている制度のあり方について論点を整理したということでございます。

もとより、小委員会メンバーにおきましても、この法曹人口の問題が、行政改革の観点のみならず、司法全体のあり方を視野に入れた検討とあわせて議論をされるべき事柄であることは十分御認識の上、御議論をされておるといふふうに承知をいたしております。

いずれにいたしましても、規制緩和の問題を当委員会で議論するに当たりまして、規制緩和の司法に及ぼす影響も含めまして、規制緩和に関連する諸制度、諸問題をあわせて検討いたしまして、行政の立場で改善すべきことがないか、それを議論することは当然であろう、そのように考えております。

○枝野委員 今のはお答えになっていないと思うのですよね。法律上、所掌事務の中に入っているかどうかという質問からは。

それから、決して私は法曹人口について議論をするなどということをおっしゃっているのではありません。むしろ、私は弁護士会の一員ですが、弁護士会が嫌がっている、例えば外国弁護士士の規制緩和だなどというものはもっとどんどんやってもらわなきゃ困るといふような立場に立って、私も与党の行政改革プロジェクトのチームの中でそういった主張もしておりますが、だからといって、設置法の趣旨から見ると若干外れているのじゃないかというところについて十分な議論と説明なく、議論をして答申を出すようなことがあってはいけません。もう一度きちんと検討、議論を内部でしていただくという後々問題になるのではないかとこのように思っております。

さて、いろいろな観点からいろいろなことを申し上げてまいりましたが、確かに、日本の法曹人口、特に司法が使いにくい、特に経済活動の見地から、あるいは人権擁護の立場から、裁判に時間がかかるとかお金がかかるかということ司法がニーズにこたえていないのではないかとこの指摘については、裁判所、弁護士会、検察庁はこれに十分にこたえなければならぬと思っております。そうした意味で、中長期的に法曹三者が法曹

人口というものをふやしていくべきじゃないかという議論を積極的に進めていくということは大切であると思っております。

しかし、その場合に、安易にそれが進んでいくときにどういふことが起こるのか。弁護士の数はいくらにふやせます。司法試験の合格者の数をふやせば、それで司法研修の研修所の器というものを少し大きくすれば、場合によっては、予算が足りなければ、今二年間の司法修習の期間を短くすれば予算がかからず弁護士の数だけは簡単にふやすことができます。これは安易なことですよ。

ところが、裁判官、検察官の数というものには定員と予算があります。特に、裁判官、検察官は、一人裁判官がいればそれで済むというものではない。裁判官が一人ふえれば書記官、速記官、事務官もふえる。膨大な予算がかかってまいります。したがって、法曹人口、今の日本の司法の人口が足りないのではないかとこのようにおっしゃる、例えば仮に行政改革委員会の中で議論をするとするならば、その問題の当事者として必ず予算当局というものが入ってやらなければならない。予算当局の十分な認識のもとに、法曹人口をふやすのなら、将来的には裁判所予算、検察庁予算をふやすんだという覚悟を、もちろん単年度主義ですからそれは前提とした上で、予算当局の十分な認識、理解の上で法曹人口をふやす、司法試験の合格者をふやすという議論をしていただかなければ議論になりません。

安易なところだけふやしていったら弁護士だけふえて、弁護士はふえたので、みんな商売にならないから単価は上げるけれども、裁判は時間がかかるとから件数はふえないということでは、今求められている、安く、そして便利に裁判所を使いたいというニーズにこたえることができません。

大蔵省においていただいております。今の私の主張に対する御回答は結構です。今私が質問をし、お答えをいただいで、私が申し上げたことを日本語として御理解はいただけましたね。そのことだけお答えください。余計なことは言わないで

ください。

○長尾説明員 ただいまの先生のお話、あるいは先生と法務省、最高裁あるいは行革委とのお話、そこら辺の質疑なりやりとりにつきましては、私も席できちんと拝聴させていただいたところでございませぬ。

○枝野委員 それでは、その理解の上でどういった対応をされるかはこれからの法務省あるいは大蔵省の対応だと思えますが、片手落ちにならないような議論を進めていただきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○加藤委員長 正森成二君。

○正森委員 きょうは、裁判官と検察官の給与法の問題ですが、私どもは、非常に低い人事院勧告ですが、それを実施するというのは当然のことであるということ賛成させていただきます。

それで、法案自体は賛成でございますので、今同僚委員から種々御発言がありました法曹養成・人口の問題等について、これからしばらく質問をさせていただきます。

まず第一に、規制緩和と小委員会が本年四月十九日に行政改革委員会のもとに発足をいたしました。規制緩和推進計画について意見具申を行うということですが、この推進計画で明示された千九十一項目のうち四十程度の問題点を論点として公開することになりました。その中を見ますと、外国人弁護士の問題と絡みまして法曹人口の大幅増員というのが入っております。

そこで、法務省に伺いたいと思うのですが、この問題に関連して、法曹養成制度等改革協議会というのがある、そこでは法曹三者のほかに、それ以外の方も入られている御議論されたようですが、私の承知しておりますところでは、七月十日の改革協で法務省や最高裁の改革案が出されたというふうに聞いております。

時間が非常に短いので私から申しますが、その中で法務省は、中期的な目標として合格者を段階

的に増加させ、少なくとも年間千五百人程度にする、平成十年を目途に合格者を千人程度とし、これに合せて、裁判所法を改正して、平成十一年度以降の司法修習期間を一年に短縮するという案を出されたものであります。それはそうですか。

○永井政府委員 そのとおりでございます。

○正森委員 最高裁判所は、当面、合格者を千人とし、修習期間を一年とする、本案を導入すべきである、将来は合格者を千五百人とするを視野に入れて検討するという案を出されたものであります。そのとおりですか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 最高裁判所の事務当局の案ということで委員御指摘のような案を提案いたしましたのは、そのとおりでございます。

○正森委員 司法修習二年で法曹一元のもとに行うというのは、四十年來行われてきたことであります。それを突如として二分の一に縮めるなどというようなことは重大な問題であります。なぜそういうことをしなければならぬのですか。

○永井政府委員 修習期間を含みます司法修習制度全体の問題につきまして、平成三年から法曹養成制度等改革協議会において協議が行われてきたわけでございます。この協議会におきましては、いろいろなヒアリングでありまして調査を行いまして、やはり法曹人口を相当ふやすべきであり、司法試験の合格者を増加させるべきだ、そういう意見が多くを占めておりました。これに絡みまして、修習期間につきましても随分議論されたわけでございますが、幾つかの論拠がございまして、修習期間が二年というのは、果たして本当にそれが必要なのかどうかという、根源的な、抜本的な見直しをしてもいいのではないかと、こういう考え方が相当委員の間で述べられております。これは、現代社会のテンポにマッチした修習期間が必要なのではないか。

それから、合格者をふやしますと、全国各地で今実務修習をやっておりますが、これは、最近になりまして、五十庁会全部に配属して修習生を指導していただいているわけですが、やはり統一修

習を維持したい。それから実務修習というものをやはり中心にして考えたい。今のような法律実務家によるマンツーマンの指導というのはいかにもいいのではないかと。それを現実に行うというふうな案と、人間をふやす場合に、もはや限界にきている。現に七百数十名各地で行っているわけですが、この八月から、ちょうど現在ですが、十一月までの四カ月につきましては、全国各地の実務修習所に千四百人を超える実務修習生が現にいるわけでございます。こういった重複した期間なんかをどう取り扱うのか。現在の指導体制をそのまま維持するためには、やはり実務修習期間というものをうまく調整しなければいかぬのではないかと。こういったいろいろな理由から、短縮論が出てきているわけでございます。

○正森委員 今二つの論点を言われましたが、私が承知しているところでは、その中で特に緊急の問題は、後の方の問題である。つまり、七百名余り、それを二年間で、千四百名くらいを実務所に配属してマンツーマンに近い指導もしなければならぬ。それには庁舎も不足であり、特に指導する裁判官、検察官の側で非常に過大な負担になり、困難を来すということが言われているようでありまして。

しかし、最高裁判所あるいは法務省に申し上げたいのですが、それは本末転倒じゃないのですか。もし、そうしなければ千名の増員あるいはいわずや千五百名の増員ができないというところは、現在の裁判所や検察官の人員やあるいは設備では受け入れ不可能なように人員を拡大するということにはかならないので、それは、いかに千五百名に増員するなどのことが、現状の裁判所の施設やあるいは人員では無理な要求を一挙に実現しようということかをみずから証明しているものじゃないのですか。

四十年も続いた司法修習制度で、裁判官、検察官、弁護士を含む法曹の能力や資格を維持しながらバランスをとって増員する。私たちは増員は必要だと思っております。しかし、その増員を行う

ためには、やはり裁判官を増員し、そして検察官も増員し、庁舎の不十分な部分はこれを建てるということで、受け入れ体制を整備しながら修習の質を落とさないように拡大していくというのが本筋であって、一挙にふやそうと思えば現在の庁舎や裁判官では対応できないから修習期間を半分ばつさり縮めるなどというふうなことは、大学の数が少ないから、大学は四年制だけれどもこれを二年にばつさり縮めるとか、あるいは、お医者さんについては特にそれに二年ないし三年をつけ加えるのだけれども、医学部の施設が少なからず少々の国民の人命には危険があつてもいいから、医学の修習期間を半分の三年半にするとか、そういう乱暴な議論なんです。そんなことを良識の府である最高裁が、法務省に追隨したのか独自の議論なのか知りませんが、そういうことを言うなどというのは、考え方を根本から改めなければならぬんじゃないですか。

それから、さらに言いますが、この今言いました法曹養成制度等改革協議会には、法曹以外の委員も入っているようでありまして。また、その人たちの中には、規制緩和と小委員会の専門委員なんかをやっておられる方もおられるようでありまして。その中には、極めて勇ましい意見を言うておられる方がおられます。

ここで私はあえて申し上げたいと思うのですが、堂々と言うておられますから名前を申し上げますが、規制緩和と小委員会にも入り、それから法曹養成制度等改革協議会外部委員にもなつておられる鈴木良男氏であります。これは、旭化成工業に入社されて取締役をされたきつすいの経営マンであります。

この人がどういふことを言うているかということ、こう言っているのです。裁判所は工場、弁護士は営業マンだ。人数を千五百人ふやして、増えた法曹が、仮に全部弁護士のところへ行つたとしましょう。しかし、それから新たな需要が出てくることによつて、弁護士は裁判所へ仕事をもち込むでしょう。それで持ち込んだものが、今よりもっと酷い解決状態になるといふことになったら、これはもう国民が許さないという問題になってきて、裁判所は、需要が出てきたときには、直ちにそれに合うように裁判官を増やす。検事も同じ。これが私の裁判所工場、弁護士営業マン論です。

こう言っているのです。ですから、弁護士法の第一条にある、弁護士というものは、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を図るなどというふうなことは、全く頭の中にこの人はなくて、弁護士は営業マンで、規制緩和すれば今まで行政で解決したのが当事者で解決しなければならぬようになるだらう、そうすると紛争が多くなる、だからその紛争を弁護士に任せてやらせろということ、弁護士は営業マンだ、こんな企業の代弁みたいなことと司法の問題を論ずるなどということは極めて不適切じゃないですか。

この人はまた、弁護士法七十二条で、基本的人権を守る弁護士業務というのは法曹資格のある者でなければならぬということについて、これを改正すべきだと思つて。司法書士、あるいはまた税理士を入れても結構ですよ、そういうのを入れていくと、弁護士が、例えば国民千五百人あたり一人という状況に近づいていくでしょう。司法書士も正々堂々と報酬を得て、オールオーパーにカバリーするのか、それともある一定の範囲をカバリーするのかという議論はあるけれども、ある一定の範囲に限定してもいいでしょう。しかし司法書士にも訴訟代理権を認める。

こういふことを言っております。司法書士の試験制度はどうなつていいますか。あるいは税理士の監督権はどうなつていいますか。相手方である税務署長が監督するようになっていっているじゃないですか。もし弁護士が、戦前のように検事局が監督するといふようなことになったら、国民の立場に立つて司法の独立を守ることができませんか。こういうむちゃくちゃな議論をやる人が大きな顔をして専門委員だとか、あるいは協議会の委員になつている、

これは実に問題じゃないですか。

この人はさらにこう言っていますよ。仕事がないで困るといふのなら、弁護士は司法書士事務所に行つて仕事をすればいいといふようなことを言つて、弁護士は司法書士に雇つてもらへといふようなことを言つてゐるのです。それで、

例えば法廷についてもあまり形式主義的なことをおつしやるなど。晴海あたりに行つたら、空き事務所がいっぱいあるでしょう。法廷というのは、そういうところで、ここが法廷だと宣言すれば、それでいいんですよ。

司法研修所も、和光みたいな大きなものをつくるのではなく、どこにでも研修センターなのは幾らでもあるんだから、その一番安いのを借りてやればいいんですよ。

いいですか、東京の副都心計画その他空きビルがあるからそこへ裁判所を持つていけ、安いところを借りろ、こういう議論を堂々と言つてゐるのです。

あげくの果てにどう言つてゐるか。「私は、もう四年間付き合つた以上、絶対諦めないぞ」、こう言つてゐる。これからも大いにやると言つてゐるのです。四年間もやつてこの程度の議論しか言えない人は、そろそろこういう関係委員をやめてもらつたらどうですか。司法の独立に全く理解のない人が、規制緩和と小委員会に行つたり、弁護士人口や司法の独立に関係のあることについて大きな顔をしてこういう議論をする。司法の独立の何たるかも知らない、そんな人を野放しにしておいていいのですか。

○永井政府委員 たいだいま特定の人の名前とその御意見が出されましたが、これについて私どももここでどう言つてもいいとは思いません。なお、鈴木委員は日弁連の推薦の委員でございまして、ほかの委員も鈴木委員の意見と大同小異であつたり、外部の先生方は多く、やはり法曹人口の増加、それから修習期間の短縮といふことを抜本的改革とせよ、こういう十名の外部委員の一致した意見でございまして。

○正森委員 そういうことを言つて言いますが、

例えば、規制緩和と小委員会にはただ一人の法曹資格者もおらず、また法学教授もいないといふ状況じゃないですか。そこで、最高裁はこういうようなひどい議論に対して毅然として反論するのが当然じゃないのですか。それが、裁判所は工場で弁護士は営業マンだといふようなことを言われて、それが多数説だといつてそれに追従するなんといつたら、司法の独立はどこにあるのですか。

また、弁護士会も法曹人口をふやすこと自体には反対してないといふ聞いています。裁判所やあるいは弁護士の、検察官のバランスのとれたそういう拡大ならよろしいと。あるいは、法律扶助制度とかあるいは被疑者段階の国選弁護人制度の充実とか、そういうようなものと一緒になつてやらなきゃいけない。

そうすると、私が聞いているところでは、最高裁、法務省は、予算は単年度主義だ、大蔵省がなかなか言うことを聞かない、こう言つてゐるけれども、予算はなるほど単年度主義ですけども、構造協議に基づく公共投資などは十年間、五百三十兆円、六百三十兆円、十年計画でやつて、大蔵省は、それに配慮して年々高い率でそれに合うように予算を伸ばしてゐるじゃないですか。建設省で、河川計画でもあるいは道路計画でも、皆五年計画、十年計画を持っています。それを実現するのが単年度主義であつて、計画自体を持つことは決して構わないのです。それを、その日暮らして一年だけのことを考へていつて将来展望を示さない、それは非常に大きな問題じゃないですか。

何のために憲法で司法の独立だけだにしに、裁判所法でも、司法行政事務といふのは最高裁判所の裁判官会議を持つ、財政法十八条、十九条はどうなつていますか。裁判所は独立して予算を編成して、そしてそれについて事前に政府は意見を聞かなければならない、減額修正なんかする場合は、もし修正しなかつたら要るであろう予算額を財政当局はちゃんと書かなければいけないといふことまで特別に決まつてゐるじゃないですか。それは

物的に司法の独立を全うするために決められてゐるのです。

それなのに、そういういふことは何にもやらないうで、一方的に、人口をふやさなければならぬ、それには、建物が足りない、裁判官が足りないから修習期間は半分に切り捨てる、こんな乱暴な議論がありますか。厚生省でさえ、医者は三年でいい、四年でいい、建物が足りないし教授が足りないから半分にする、そんな乱暴な議論を言ひましたか。

私は、時間が参りましたのでこれでやめさせていただきますけれども、最高裁や法務省の姿勢に嚴重な反省を求めて、そしてこういういふような問題は行政改革で、規制緩和と小委員会が全権を持つてやるような問題ではない、日本の憲法の建前からしても、特に裁判所はしっかりと対応する必要があるといふことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○加藤委員 富田茂之君。

○富田委員 新進党の富田茂之でございます。質問時間に関しまして、各委員また事務局の方に御配慮をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議案であります裁判官の報酬月額また検察官の俸給月額の改定につきましては、新進党もこれに賛成でございます。検察官や裁判官の志望者ができる限りふえていくように、法曹三者のバランスよき増加といふ点からかんがみましても、できる限り給与、報酬等の面で配慮がなされることは本当に必要なことだと思いますので、これに賛成いたします。

この点に関しまして我が党の方でちよつと議論をいたしましたときに、裁判官や検察官の報酬、俸給が一般職と連動するようになつてゐる、司法の独立といふような観点からかんがみても独自の給与体系が必要なのではないか、もう少し何か配慮されていふのじゃないかといふような議論が我が党の中でございました。そのような点について、法務省、最高裁は何がお考えがありますか。

しようか。

○永井政府委員 委員御指摘がありましたとおり、現在の裁判官、検察官の給与制度といふものは、その仕組みにおきまして、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を相当程度反映いたしまして、また、その給与水準において一般の行政官に對してある程度の優位的な較差を保つてゐるに考へられておりました、これがいわゆる対応金額スライド方式といふことで、一般職の国家公務員の給与の改善に連動させてゐる、こういうものでござい

す。これは、昭和二十六年以来の制度でございまして、一般職の国家公務員の給与に關します人事院勧告の重要性を尊重しながら、裁判官、検察官の職務の特殊性を給与体系に反映させようとするものでございまして、相当の合理性があるのではないかと、現在のところはかように考へてゐるところでございます。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判所といつても、ただいま法務省の司法法制調査部長が答弁申し上げましたように、この対応金額スライド方式による給与の改定といふものは、生計費とか一般資金事情の変動に應じて行われる特別職及び一般職の給与の改定と同一割合で行われることになりまして、相当の合理性があるものであるといふふうに考へてゐるところでございます。

○富田委員 今の説明もある意味では理解できるのですけれども、今後の司法のあり方を考へたときに、やはり裁判官や検察官の特殊な地位といふところを考慮した、今までと違つた考へ方も必要になつてくるのではないかなと思ひます。これは指摘にとどめさせていただきます。

次に、各委員が御質問されておりましたが、私も司法試験問題に關して何点か質問させていただきます。今正森委員の方から、本当に具体的な、そして迫力のある質問がございましたけれども、私も全く同意見でございます。同じような質問を本當に準備しておりました。

九

ちよつと観点を立ててまた質問させていただきたいと思うのですが、最高裁また法務省は、それぞれ裁判官、検察官の増員ということについて今どのように思われているのか。先ほどからいろいろ議論が出ております。予算の単年度主義がある、また給源の問題がある、司法修習生からしか裁判官や検察官にはなかなかたつてこれない、そういう問題があるのも十分承知しております。

ただ、先ほど来の御説明では、検察庁の方は内部のリストラ等を含めていろいろな事情を検討した上で増員を考えていく、今回、オウム事件等いろいろあったので、四十七年以来初めて増員する、四十名というのが出てきた。裁判所の方は、いつもこれを言われるのですが、事件数の動向とか事件処理の状況を見て、また毎年供給状況を見ながら考えていくのだ、そうすると約十名前後いつもふやしていくというふうな形になるのですけれども、そういう観点ではなくて、もう少し二十一世紀を目指した、国民に開かれた司法がどうあるべきなのか、そういう大きな観点から考えて裁判官、検察官、その適正な人数というのはどういふものなんだ、そういうことについて、それぞれ裁判所、法務省はどのように考えているのか、ちよつとお聞かせ願えればと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 御指摘は、裁判所職員定員法につきまして、定員数の最高限度のみを定め、毎年具体的な定員数の定めを最高裁規則などに委任するというような立法形式をとってはどうかという御示唆と私も承っておりますが、このような方法は、定員の計画的、弾力的な運用の観点から十分に検討に値するものであるというふうには考えております。

しかしながら、このような方法を取ります場合には、あるべき裁判官数というものを想定しなければなりませんし、そのためには、平均的な事件数やあるべき審理形態というものを確定するとともに、判事補を希望する者の数の予測ということも必要になってくるものでございます。

がでございます。

事件数につきましては、経済事情やその他の社会状況の変動等に左右されるものでありまして、平均的な事件数を想定するということは極めて困難な状況にございます。また、あるべき審理形態につきましては、現在進行中の民事訴訟法の改正作業の中で議論されているところでございます。また、弁護士会等の協力を得ながら訴訟運営改善に取り組んでいる現状でございます。いまだコモンセンスを得られた理想的な審理形態というものを確定するような段階になっておりません。

また、判事補の任用希望者数につきましても、実際上その給源が司法修習生からに限られているというところは委員十分御承知のところでございますが、これまでの経験によりまして、希望者数には年によりまして大きなばらつきがございまして、どの程度の任用を希望するか予想することは必ずしも容易ではございません。委員御承知のように、司法修習生の数が従前の約五百人から来年度の修習終了者になりますと約七百名というふうになりまして、現在は大きな変動の最中である。このような司法修習生の増加が任用希望者数にどのような影響を及ぼすかについても、いましばらく様子を見る必要があるのではないかとこのように考えられるところでございます。

このようなことからいたしまして、あるべき裁判官数を想定することは極めて困難であるというふうに考えております。

ただ、最高裁判所といたしましても、このような問題意識を持ちながら、御指摘の点についてはなお検討を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○原田政府委員 法務省の全体の人員に関する要求に關しての立場ということがございますので、官房の立場からお答え申し上げたいと思っております。先ほど来の御議論の中でも御指摘でございますように、この法曹全体の数のあり方というところにつきましては司法全体の枠の中で考えていくべきでございます。そして、それについてはさまざまな観点を考

えながらも、現実の、例えば予算上の問題その他をひとまずおいて、理想的なあり方というものを、将来を見据えながら考えていくべきだという御指摘の点、確かにそのような観点からの検討というものは、私どももいたしまして十分考慮に入れていくべきだという点はございます。

ただ、行政の立場といたしまして、政府の全体の中での厳しい行財政事情の中で、それぞれの部局部局が相互に努力して、省全体として要求の数を定めて財政当局その他に要求していくという中で考えてまいりますと、やはり責任ある立場として、ある一定の目標を法務省だけの立場で、あるいは検察だけの立場で定めてそれを持ち出していくということにつきましては、いろいろな問題点もあろうかと存するわけです。

しかしながら、ただいまの委員の御指摘の点につきましても、やはり二十一世紀の司法というのには、かなり長い観点からいろいろな立場で考えていくべきだ、法曹三者力を合わせる、それが国民全体の中でどのように受け入れられていくべきだという視点がなければならぬという御指摘だと思っております。そのような観点からも今後とも検討を続けてまいりたい。そして、それが大方の御批判にこたえられるような形で実現に努めていきたい。そのためにはどのような方策が必要なのかということにつきましても検討を続けさせていただきます。

○富田委員 今の最高裁の方のお答えですけれども、平均的な事件数の変動がどうなるか、なかなか予測がつかないというのには確かにそのとおりだと思います。

ただ、ここ数年の事件数の増加というのはいま急激なものがあるのじゃないか。日経新聞のことは八月二十四日の社説ですが、これでも、単なるパブル崩壊とかそういう状況だけじゃなくて、本間に事件が増加してきているというふうな指摘がございました。裁判官の現在の手持ち事件数、これはもう何度も何度もこの委員会でも御質問をさせていたいただきましたけれども、一人の裁判官が二百件、三百件持つていて、国民の目から見ると、本当に自分の事件のことをちゃんとわかって訴訟指揮して判決まで持っていくてくれているのかという不安、不満、そういう国民の声、現場の声にも裁判所としてきちんと耳を傾けていただきたいと思

格者を千五百人にする。また最高裁は、当面合格者を千人程度に増員して、修習期間を一年に短縮し、将来的には千五百人に増員することを視野に入れて検討するというふうな提案が改革協で行われたとお聞きしておりますが、これはこれで間違いないのでしょうか。

○永井政府委員 委員の御指摘はほぼ間違いないと思います。ただ、法務省協議委員はそのほかにも、継続教育の必要性であるとか、そういった大学教育との関連性についても述べております。

○堀籠最高裁判所長官代理者 改革協におきまして最高裁判所から出ております委員は、最高裁判所の事務当局の案であるということで、当面まず合格者を千人に増員し、修習期間を一年とする。そして、さらにこのような新しい体制のもとでの結果を踏まえて、千五百人に増員することを視野に入れて検討すべきであるという提案をしたことはそのとおりでございます。

○富田委員 先ほど各委員が御質問されておりますけれども、千名とか千五百名といった増員論、この増員論に何か具体的な根拠等があるのでしょうか。何かこういう調査をしてこの数字が出てきたんだとか、今七百人強の合格者が出ていますけれども、五年間の検証期間ということを検証しているわけですが、この千名とか千五百名、何回か前の委員会でもこんな数字が出ています。いやないかという御質問をしたら、それは個別な意見であって法務省や最高裁を代表した意見ではないという御答弁もありましたけれども、千、千五百ということについて具体的な根拠を持った意見として開陳されているのかどうか、その点お聞かせください。

○永井政府委員 法務省の協議委員が改革協において示した改革案は先ほど委員も述べられたとおりでございますが、私も法務省の協議委員は、法曹人口を大幅に増加させるために、中期的には年間千五百人程度を目標としてその増加を図る、平成十年を目途として合格者を千人程度とする、こういうことを申し上げております。

これは、なぜこういうことを述べたかということですが、改革協におきましては約四年にわたりまして学識経験者、企業法務関係者、消費者問題関係者等から相当多数のヒアリングをやっております。それから、法的ニーズについての世論調査などもやっております。それらを勘案し、また協議委員の間の意見交換をした結果等を踏まえて、やはり現在及び将来の国民の法的ニーズにこたえるためには司法試験合格者を少なくとも年間千五百人以上にすべきである、そういう考え方になったわけでございます。また、これは外部委員のほとんどがそういう意見でございまして、むしろ、基本的には二千人ないし三千人にすべきだという意見が多数を占めております。

ただ、私も法務省の立場として、一挙に今の倍増をするというのは非常に難しいであろう。これはいろいろな、先ほど話が出ましたように、受け入れ体制の問題でありますとか現実的な問題を考えますと、一挙に倍増、いわば千五百人にするのは難しい、しかし、目標としては倍増を目標とすべきである、こういう考え方に立っているわけでございます。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、弁護士に対する法需要が一般の国民の方ほどの程度あるかというのを把握することは非常に困難でございますが、改革協の議論を聞いておりますと、民間を代表される委員の人が全員ござって、十分に法需要にこたえてない、大幅にふやすべきだという意見を述べておられて、そういう意見というのはやはり国民の皆さんの声をあつて、尊重すべき点があるのではないかと、立場から、私も、やはり法曹人口は大幅にふやす意見に賛成する必要があるのだからというふうに考えた次第でございます。

○富田委員 法曹をふやすということについては私も賛成であります。ただ、千とか千五百という数字がなぜ出てきたのか。今のお二方の御答弁ではやはり納得できない。改革協の中で外部委員が

大方そういう意見だったとか、いろいろ調査をしたけれどもということですが、最初の質問にも関連してくるのですけれども、将来の法曹三者のあり方、適正な法曹三者の人数とか、そういうことについての本当に十分な検討がされたのか、ただくわけにはいきませんから難しいのかもしれませんが、どうもちょっと今の御説明では、大幅な増員論があつて、二千、三千という数字、それはちょっと無理だから今は七百になつて、千とか千五百にすればある程度理解が得られるのじゃないかというふうな、そんな単純な考え方が出てきているんじゃないかというふうに思わざるを得ません。

やはり裁判官や検察官がどのぐらい本当に必要なのか、それに対して今の弁護士、一万五千にまでふえた弁護士人口が本当にどの程度国民から必要とされているのか、そういう検証をきちんとして、増員論とかが出てくるべきだと思つて、どうもちょっと、今の御説明ではなかなか納得できないと思つております。

また、増員論とあわせて修習期間の短縮ということが法務省、最高裁の方からそれぞれ言われておりますけれども、先ほど来の各委員に対する答弁を聞いておきますと、二年間の修習が間延びしているという意見がある、これが一つありました。また、マン・ツールマンの指導体制を考えると、今の段階でも七百人がダブるわけですから、千四百を実務庁の方で受け入れることがある、千四百についてマン・ツールマンの指導体制がなかなか準備できない、そういうふうな実情もあるんだという御指摘もありました。

間延びしているというのは、通常国会のときにお伺いしたときも法務省、最高裁、それぞれそういう御答弁をされておりましたけれども、二年間の修習が実際に間延びしている、今の時代のテンポに合わないというふうな何か検証等、調査等をされたのでしょうか。私自身は二年間の修習を実際に経験しておりますけれども、もう十年以上前

になります。決して間延びしたとは思いませんし、やっていると本当に夢中になつて、初めての体験ばかりですから、それぞれの裁判所、検察庁または弁護士事務所で本当に一生懸命取り組んだ覚えがあります。それでも力が足りずになかなか、各指導担当の方たちに迷惑をかけるようなこともあつたと思うのですが、決して間延びをしたという感覚はない。もっといろいろ教えてもらいたいことがあつたというふうな感じもします。

何か間延び論の検証がされたのか、修習生から最高裁の方でいろいろ意見を聞かれていますのか、その点一点お尋ねしたいのと、実務庁でダブるからというのには根拠にならないと思つております。先ほど正森先生もおっしゃっていましたが、それだけの体制を整えた上での増員論ではないからこういうことになるんだ。日弁連の方では、もしダブるときの受け入れが裁判所や検察庁でできないのなら、その部分を日弁連、弁護士会が担当するような形にすればいいんじゃないかというふうな意見も出ております。ダブるのは四カ月だけなんです。そこを弁護士修習に充てるといろいろ工夫はできると思つて、ダブりがあつたら修習は今のおとりにできないんだというのにはちょっとおかしな感じがすると思つております。

○堀籠最高裁判所長官代理者 修習生に対して、修習期間が二年は間延びしているかどうかということアンケートをとって網羅的な調査をやったことはございません。しかしながら、修習生の中から間延びしているという声が司法研修所の教官に寄せられているというところは私も承知しております。また最近、法律関係の新聞の中にも、弁護士志望の修習生が、修習期間は一年でよいという投稿をしていることも事実でございます。

それで、修習期間の問題につきましては、私も大幅な短縮も可能ではないかと考えます。は、今日の社会のテンポが速くなつてきていることや、現行の二年という修習期間が、今申し上げました

ように間延びしているという意見も少なくないこと、それから、責任のない状態で長期間研修するよりも、早期に責任ある立場に立つて実践教育を実施した方がより早く大きな教育効果が上げられるのではないかとこのようなことを考えているところまでございまして、このように大幅な短縮をいたしまして、法曹資格取得後の継続教育の充実あるいは昨年完成いたしました司法研修所における模擬法廷などの実務に即した教育、戦後長い間の司法研修の実施により蓄積されましたノウハウの実施により、研修期間というのは短縮しても国民の負担にこたえられない質を持った法曹の養成は可能ではないかというふうに考えているところでございます。

○永井政府委員 改革協で研修期間の短縮につきまして多様な意見が出ました。これは決して単に思いつきでそういうことを言っているのではございませんで、いろいろな外国の法曹養成につきましても研究をいたしました。

例えばイギリスなどのバリスター、ソリシタールのあれですが、これはいずれも一年間やっております。それから、フランスの弁護士研修センターでも一年間でやっております。それから、ドイツなどは二年間でございしますが、ただ、日本のように非常に実務研修をやりますが、これは裁判官室にほとんど入らずに、漫然と大部屋に放置されているだけという現実があるということも聞いております。したがって、実質的中身は一年だという評価を受けているということ等もございまして、いろいろな改革協の中の討議の過程の中ではそういう外国の例でございまして、そういうことを中心にしていろいろ議論もされたこともございまして。

○富田委員 今の答弁は予想された答弁なのですが、仮に一年の修習となりますと、今、前期、後期それぞれ四カ月ですか、あと裁判所が民事、刑事それぞれ四カ月、検察庁、弁護士会が四カ月ということで実務研修をしているわけですから、半分の一年間になると、それがどういう形で議論

されているのかはつきりわかりませんが、恐らく全部二カ月ずつでやろうということになると思っております。

ここにいらつしやる皆さんはそれぞれ修習を経験されているのでわかんないと思いますが、では、検察庁に行つて二カ月で一体何の修習ができるんだ、取り調べ修習についていろいろ問題はありますが、取り調べ、調書等とり方等を覚えて、その中で被疑者の人権ということに対しても思いをいたしていくように思いますし、その上でそれを起訴して、公判にも立ち会わせてもらつて実務を覚えていくわけですよ。

それがもう、検察庁で仮に二カ月の修習だったら何にもできないのじゃないか。民事裁判なんというの、一回期日が入つたら次は大体一カ月か一カ月半先なんですから、裁判長が訴訟を指揮をしていろいろなことをやる、それを見て、では次の裁判で弁護士がそれに対してどういう対応をしてくるか、そういうことも全く見られなくなる、何のための実務研修なんだということになつてしまふのではないかと。皆さん、もうよくわかつていると思つております。

それをなぜ修習期間の短縮というふうになるのかというと、やはり私の前に質問した各先生たちもかつて言つていましたけれども、財源、予算のことを気にしている。今の予算の枠の中で増員するから、その分、修習期間を短くするんだというふうな、どうもそういう議論になつてきているのじゃないかなという感じがします。やはりそれはもう、これからの法曹三者のあり方を考えたときに、決して正しい考え方ではない。法務省、最高裁の方たちもそれぞれ司法研修所の研修を弁護士になつた同期の皆さんとやっているわけですから、どれだけ修習時代の二年間が自分の人生にとつていいものだったかというのにもうおわかりになっていると思つております。そのあたりをどうにかもう一度思い起こしていただきたいと思つております。きょうはほかにもちよつと質問を用意しております。

ますので、司法試験問題についてはこれで終わらせていただきます。

次に、破壊活動防止法、破防法について何点か質問させていただきます。

本年の五月十六日付でオウム真理教が破壊活動防止法に関連しまして調査対象団体に指定されたということですが、調査対象団体の指定というのはどのような手続なのか、また根拠規定等があるのかお教えください。

○杉原政府委員 調査対象団体の指定というのは、公安調査官の調査活動が公安調査官個々の恣意によつて行われることのないように、統一的、効率的に行われるようにするために、公安調査庁長官があらかじめその調査すべき対象を調査官に指示する内部的な手続でございまして。特に法律で規定されたものではございません。

○富田委員 そうしますと、五月十六日に内部的な手続としてオウム真理教を調査の対象にしたということになると思うのですが、それ以前に全く公安調査庁としてオウム真理教を調査の必要な団体というふうになつていなかったのか。

今いろいろオウム真理教の関係者が行つた一連の事件が、裁判が進んで、だんだん背景がわかつてきておりますけれども、特に昨年六月二十七日には死者七名を出した松本サリン事件が発生して、七月九日には上九一色村のオウム真理教施設周辺で異臭騒ぎが起つて、その異臭騒ぎが起つた地域を調べたら、十一月の時点ですけれども、サリンの副生成物が検出された。これで、松本サリンというのはオウム真理教とかなり関連しているのじゃないかなというふうな疑いが客観的には出たと思うのです。読売新聞でしたか、この時の元旦の新聞で、一面で関連性について触れるような記事もありました。

そういうふうな一連の経過があつたのに、五月に至るまで公安調査庁が全く動かなかった。オウム事件を単なる刑事事件ととらえるのか、公安事件として大きくとらえるのか、いろいろ見方はあると思つていただけます。一連の事実経過を見る限り、もう少し早く動いてよかつたのではないかな、調査の対象にしてもよかつたのではないかなと思つたのですが、その点はどうでしょう。

○杉原政府委員 委員御指摘のように、このオウム真理教をめぐるマスコミ等で種々の不法事犯への関与の疑いが取りざたされておりましたのは、昨年中からさうであつたと思つております。私ももいたしまして、公共の安全の確保の観点からもちろん関心を持って当時から注視をしておりましたが、ただ私も公安調査庁、公安調査官に許された調査の方法というのは任意調査に限られておりました。そういうことではいわゆる団体規制のための調査を開始することになりまして、それなりの根拠、合理的な根拠が必要でございまして。また、その調査の方法も任意調査ということで、いわば平たく言えば新聞記者の皆さんと同じような権限しかないわけではございませんから、非常にさういった限られた範囲内での調査を行ななければならぬということ、特に破壊活動、暴力主義的な破壊活動、今問題になつておりますのは、例えばサリン事件、サリンを使用した殺人事件ということになりますと、やはりその容疑の実態を解明するためには、ある程度の強制調査の実行がなければならぬか深いところ、追れないうふうなところもございまして、やはり捜査機関の捜査の進展をならみながら、それと連携をとりながら調査を進めざるを得ないというふうな立場にあつたということをお断りさせていただきます。

先ほど、五月十六日に調査指定団体に内部的に指定して、オウム真理教を破壊的団体として本格的な調査を開始したというふうな申し上げましたが、その以前に、三月の下旬に地下鉄サリン事件が発生したときに、私ももたしては特別調査本部というものを部内に設置いたしました。その段階ではまだオウム真理教そのものが地下鉄サリン事件に関与しているという確定的な証拠はあらわれていなかったわけではございますが、そういうことも視野に入れて、可能な範囲内で公刊物の収集

その他若干の関係者にも任意の調査を実施しまして、内情的な形で調査を進めておりましたということだけ御理解を賜りたいと思っております。

○富田委員 今地下鉄サリン事件発生後、特別調査本部を設置して内偵活動をしてきたということですが、その内偵活動等については内閣の方にとどのような報告をされているのか。

なぜそういう質問をするかといいますが、ことしの四月二十日の予算委員会ですが、五十嵐官房長官はこのように言っておられて、「公安調査庁として重大な関心を持って情報収集に鋭意努めている」ということは聞いていますのでございませぬ。前田法務大臣は、「先ほど官房長官からもお答えでございませぬが、破防法の所管庁である公安調査庁といたしましては、重大な関心を持って情報収集に鋭意努めている」ところと理解をいたしておられます。これを受けて村山総理は、「これは、先ほどから官房長官、法務大臣、公安委員長等々それぞれから答弁がございませぬように、この問題につきましては、破防法の所管庁である公安調査庁がそれなりの情報収集はされておると私は思っています。」「こういう答弁をされているのです。

ちよつと各大臣と総理との答弁にずれがあるのかなと思うのですが、内偵活動を始めてある程度の資料をそろえて、五月十六日にもう調査対象団体にするんだということと具体的な指定がされたと思うのですが、その間において、総理を初めとする各大臣にどんな報告をされていたのでしょうか。

○杉原政府委員 一般的に申しまして、私どもはこの団体規制のための調査の状況について、必要に応じて政府部内で連絡をとらせていただいているつもりでございませぬ。

ただ、この四月二十日の段階で具体的にどのような報告をしたかということについては、ちよつと私の時点で十分把握できておりませぬ。まことに申しわけございませぬが、後で調べて御説明させていただきます。

○富田委員 長官はまだその当時福岡の方で検事

正をされていたのでちよつとわからないと思うのですが、済みませぬ、その点はまた後で教えていただければと思ひます。

この調査対象団体の指定に続いて手続が進むと、弁明手続の開始決定というのがされるようですが、この弁明手続開始決定というのは、具体的にはどんな手順で行われるのか。また、この決定を行うか否かを最終判断するのはだれなのでしょう。法律の条文上から見ますと「長官は」というふうになっているのですが、その点をちよつと教えていただければと思ひます。

○杉原政府委員 破防法によりまして、特定の団体について団体規制の請求をしようとするときは、弁明手続をその前提として実施しなければならぬ、こういうふうになっております。

その弁明手続の開始についての具体的な方法といたしましては、公安調査庁長官の名前で、その規制請求の理由の要旨と、第一回の弁明期日の日時、場所を官報で公示をする、公示することによってその団体側に通知をする、こういう手続が法律上定められております。この手続の開始については、公安調査庁長官の専権事項ということになっております。

○富田委員 今のお話ですと、開始決定については長官の専権事項だということでありませぬ。

ただ、村山総理の今月の十一日の予算委員会の答弁を聞いておられますと、こんなことを言っておりました。破防法の扱い方には四段階ぐらゐの手続がある、最初の手続開始までは行政の判断があつていい、そうすると行政の長としての私の責任があるから慎重に図つてほしいと言つたんだと。

また、十三日の予算委員会でも、政治判断は加えないけれども行政判断あるいは行政指示の可能性があるような、含みのある御答弁をされておりました。今のうちに、弁明手続開始決定が長官の専権事項だとしますと、内閣総理大臣が内閣法で閣議にかけて決定した方針に基づいて行政各部を指揮監督するといつても、こういう一連の手続の

流れの中での決定というのは政治判断、行政指示というものになじむのかな、ちよつとどうなんだらうという感じがいたします。

村山総理は、弁明手続開始以降はこの手続が司法に準ずる性格のものだから政治が関与すべきではない、ただそれ以前なら行政なんだからいいだらうというふうにご考慮をいただければと思ひます。

私は、ちよつと破防法の勉強をさせていただいたのですけれども、弁明手続開始決定に至るまでの手続、ある意味では刑事事件における捜査段階の手続に似ているのじゃないかな。長官は、内偵活動をしておられる、これはもうこれだけ資料そろつたら調査対象団体に指定して、それで弁明手続開始決定まで流れていくんだという御説明でしたけれども、その後は確かに準司法的なシステムが法律上も予定されております。準捜査的な手続の過程に政治的判断が介入していいのだろうかという疑問が一つございませぬ。また、弁明手続開始の前で、前は政治なり行政は関与できるけれども、手続の以降はだめなんだ、そういう明確な区別のできるものもそういう手続なのかどうか、これも物すごい疑問であります。

本来破防法の適用の可否というのは、いろいろな大臣が御答弁されておりますけれども、法と証拠に基づいたこれこそ準司法的な判断であつて、外から何か指示が加われば法の適用の公平性が損なわれますし、国民もそれに対して多大な疑いを持つと思ひます。

どうも村山総理の破防法の適用の可否についての答弁のお話を聞いておられますと、公安調査庁が本来内偵活動をして動き始めた段階で、内閣として明確な方針とかそういうのを出してなかつたのじゃないか。それにもかかわらず手続がずつと進んできて、もう証拠が十分そろつてしまつた、もう弁明手続開始決定にいかざるを得ないような段階まで熟している、そういうふうになつて、ちよつと慎重論を急に言ひ出す、行政判断、行政指示なんという言葉がマスコミに出てくるという、これ

はちよつとどうしても解せない。その点について大臣は何かお考えありますか。

○宮澤内閣総理大臣 総理の言われましたことは、ただいまもお話ございましたけれども、弁明手続開始までは行政の判断があつていいけれども、弁明手続開始後はいわば準司法的な機関が準司法的な判断をするわけでございますので、行政府としては、破防法が国民の基本的な人権に重大な関係を有するものでございませぬから、手続を開始するに当たっては、無論準司法的な手続に介入するべきではないけれども、その以前の段階において法と証拠に基づいて厳正かつ慎重に運用されるべきであるという一般的な考え方を示されたものだというふうにご理解をいたしておられます。

○富田委員 私は、その一般的な理解というのがおかしいのじゃないかということも今も申し上げたのですが、この破防法の適用の可否についての議論のあり方というのはいちよつとやはり今問題があるのじゃないか。

一つすこしい文章があつたのですが、読売新聞の十月六日付の社説ですが、「オウム事件と破防法を考へる」ということで、こういうふうな指摘をしております。

破防法で初めて、団体の解散を求めるものだけに、憲法が保障する思想・信条、集会・結社の自由など基本的人権との関係を慎重に検討するのは当然だ。

ただその慎重さは、破防法に対する抽象的で一般的な警戒感や、党利党略の絡んだ政治判断に終始すべきではない。

今回はあくまでも、オウムの常軌を逸した無差別テロが、破防法の団体規制に当たるかどうかの厳正な法律判断に立ち、その危険を排除するには、どんな対応が最善かといった冷静な議論が必要だ。

言わば、組織的で狂信的な破壊活動から公共の安全と国民の生命をいかに守るか、破防法適用の是非も、幅広い社会防衛の視点の中で論じなければならぬ。

こういふふうに出ております。もうこのとおりだと思つておすね。
 弁明手続開始決定以前は行政だから、そこでは政治の判断を差し挟んでいいのだというふうな考え方、そういう議論の仕方というの、私は間違つておると思つておす。この点、大臣はどうお考えになりますか。

○宮澤國務大臣 破防法の適用の適否という可否につきましては、さまざまな議論があることは承知しておりますけれども、基本的な考え方といましては、破防法の適用が基本的な人権にかかわる問題でございますので、その適用につきましては、法と証拠に基づいて、厳正かつ慎重になされるべきものであるというふうにお考えしております。

○富田委員 あと一点。
 先ほど斎藤委員の方からも要件についての御質問がございましたけれども、最後の要件であるオウム真理教について将来の危険性があるのか、今一連のテロ行為と思われるようなことをやってきたわけですけれども、このあたりについて、まあ長官の意見と言つても、今捜査中、手続中ですからということでしょうか、私自身の意見を言わせていただきたいと思います。

これはもう本当に将来の危険、大変な危機感を持つて一人でありませぬ。なぜかといつて、現在も勾留中の麻原彰晃の方から弁護人である弁護士を介して、信者に対し獄中指令が出されておるのじゃないか、こんな報道もされておる。実際にテレビなんかでもそういうのをまろに出しているようなこともありませぬ。またそれも、自分が戻るまで仕事や修行に励んでそれまで頑張つていこうといったような内容で、じゃ、また戻つていつて何をやるんだ、そういうふうな物すごい不信感がございます。

オウム真理教の教義変更がされたわけでもありませんし、組織も依然として残つておる。上を一人捕まえるとその下が代行になるような形で、組織形態が全然変わつていない。また信者の方も

逮捕されて釈放された信者が戻つていたり、執行猶予判決を受けた信者が戻つていたりというふうな報道も大分されておる。また、若年者に向けて新たな勧誘活動を頻繁にやつておるというふうな、そういう事実もあるようでありませぬ。人的構成も全然変わつていない、また教団の財産も維持されておる、先ほど、解散命令が行われた場合にどうなるかという御説明もありましたけれども、現在の段階ではもう維持されておる。一部では、名義変更の手続をして解散命令に備えるような動きもある、そういう事実もあるようでありませぬ。また、地下鉄サリン事件の容疑者とされている人物も、特別手配をして警察の方で一生懸命頑張つておるにもかかわらずまだまだ逮捕されておる。

これが一番問題だと思つておるのですが、先ほど長官もおっしゃつておりましたけれども、毒ガス兵器また銃器、これだけの大量の殺人兵器をつくつた団体というのは、戦前戦後を通じて日本の歴史でなかつたのじゃないか。無差別テロ用これだけの大量の兵器をつくつたという、このノウハウは教団に残つておると私は思つておる。実際にそれをつくつた人間が逮捕されておるからといつて、そのノウハウがどこかへ行つてしまつたといつておるわけはない。そうすると、また同じような事件が再発するのじゃないか、国民は物すごく心配に思つておる。

そういう意味でも、この将来の危険性というところを、もう幹部が逮捕されたのだから大丈夫だといふように、安易に流されないうように希望を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○加藤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。
 ○加藤委員長 これより討論に入るのであります。まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)
 ○加藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
 次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)
 ○加藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
 お諮りいたします。
 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
 ○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)
 ○加藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
 午後零時十五分散会
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第十五条中「百三十二万二千円」を「百三十三万三千円」に、「百七万三千元」を「百八万二千円」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分		報	酬	月	額
	最	最				
最高裁判所長官	二、二五四、〇〇〇円	一、六四五、〇〇〇円	一、五七五、〇〇〇円	一、四五九、〇〇〇円	一、三二五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、六四五、〇〇〇円	一、五七五、〇〇〇円	一、四五九、〇〇〇円	一、三二五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、五七五、〇〇〇円	一、四五九、〇〇〇円	一、三二五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	九一八、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、四五九、〇〇〇円	一、三二五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円
判事	一、三二五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円
一 号	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円
二 号	一、〇八二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円
三 号	七九二、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円
四 号	七一四、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円	
五 号	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円		
六 号	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円			
七 号	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円				
八 号	四二二、九〇〇円					
九 号						
一〇 号						

判 事 補		簡 易 裁 判 所 判 事																								
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三九二、九〇〇円	三六六、五〇〇円	三三九、五〇〇円	三二一、一〇〇円	二九九、七〇〇円	二八八、五〇〇円	二六二、三〇〇円	二五二、八〇〇円	二三七、九〇〇円	二二八、九〇〇円	一九八、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円

1 附 則
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律

2 (以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。
新法の規定を適用する場合には、この

第一類第三号 法務委員会議録第二号 平成七年十月十九日

法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内私とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「七十万八千円」を「七十一万四千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第二条関係）		検 事 補																			
区	分	俸 給 月 額																			
検 事 長	次 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号	十 四 号	十 五 号	十 六 号		
一、六四五、〇〇〇円	一、三四三、〇〇〇円	一、四五九、〇〇〇円	一、三四三、〇〇〇円	一、三一五、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	九一八、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	六四三、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円	三九二、九〇〇円	三六六、五〇〇円	三三九、五〇〇円	三二一、一〇〇円	二八九、七〇〇円	二二八、九〇〇円

副 検 事																			
十七号	十八号	十九号	二十号	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
二六二、三〇〇円	二五二、八〇〇円	二三七、九〇〇円	二二八、九〇〇円	六四三、〇〇〇円	四八二、九〇〇円	四六二、一〇〇円	四二二、九〇〇円	三九二、九〇〇円	三六六、五〇〇円	三三九、五〇〇円	三二一、一〇〇円	二九九、七〇〇円	二八八、五〇〇円	二六二、三〇〇円	二五二、八〇〇円	二三七、九〇〇円	二二八、九〇〇円	二二五、二〇〇円	二〇二、五〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内私とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十月二十五日印刷

平成七年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局